

1 設立趣旨

建設副産物対策については、西暦2000年を目標年次とする「リサイクルプラン21」を策定するなど、総合的な取り組みを行っているところである。

その結果、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊についてはリサイクル率が7～8割になるなどの成果が得られているものの、建設汚泥、建設混合廃棄物等についてはリサイクル率が低く、「リサイクルプラン21」の達成に向けて大きな課題となっている。

これらの課題は、産業廃棄物処理システムと密接に係わるものであるが、その処理システムは、不法投棄等の不適正処理の頻発によるイメージ悪化が処理施設の立地をさらに困難にするという悪循環に陥っている。不適正処理の9割は建設業からの排出であるともいわれており、建設産業界としてこの問題にいかに対処するかは極めて重要な課題となっている。

一方、「地球環境サミット」以降、地球規模での資源の枯渇、資源の採取に伴う環境負荷、エネルギーの有効利用等の観点から、世界的に「資源循環型社会」の構築が求められている。その中で、建設省では建設事業の実施に当たって環境対策を内部目的化する「環境政策大綱」の策定し、建設産業界ではISO14000シリーズへの対応も見据え、企業活動の自主・自律的な行動指針となる「環境行動ビジョン」の策定が進められているところであり、このような新たな要請への対応も必要となっている。

また、建設リサイクル推進に当たっての新たな視点として、従来の建設産業界から排出される副産物のみを対象とした施策から、関連産業と連携したより大きな循環を視野においた施策への転換が求められている。さらに、これまでの建設副産物対策についても、排出抑制、再利用、適正処理といった局面毎の対策ではなく、建設生産物のライフサイクルを見通した上での一貫した体系的・総合的な対策が必要となっている。

これらの状況を踏まえ、今後の建設リサイクルの推進に当たっての行政のあり方や、建設産業界に係わる全ての企業や人の果たすべき役割について検討するため、建設省と建設産業界（建設八団体廃棄物対策連絡会）は共同して、「建設リサイクル推進懇談会」を設立するものとする。